

○桜井委員長 それでは、日程1の陳情審査に入ります。

初めに、新たに当委員会へ送付された陳情、送付7ー26、居住安定支援家賃助成制度の改善等を求める陳情です。陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情受付時の署名者は4名でしたが、先ほど追加で12名分の署名簿が提出されましたので、提出者と合わせて17名となりました。

本陳情について、執行機関から情報提供などがございましたら頂きたいと思います。

○山内住宅課長 それでは、陳情に関するご説明のほうをさせていただきたいと思います。

ファイルですが、ファイル番号の03、環ま02、環境まちづくり部資料2、居住安定支援家賃助成についてという資料となっております。

まず、制度の概要についてご説明いたします。居住安定支援家賃助成につきましては、千代田区内に居住する高齢者世帯・障害者世帯及びひとり親世帯で、やむを得ない事由により、区内での居住継続が困難になった世帯に対して、家賃等の一部を助成することにより居住安定を支援し、福祉の向上を図ることを目的としている制度でございます。

次に、助成金の種類と金額となります。助成金の種類といたしまして、毎月の家賃助成、転居の際の礼金や仲介手数料の転居一時金助成、契約を更新する際の契約更新料に対する契約更新助成、賃貸住宅にお住まいになった際に加入した火災保険料助成となっております。それぞれ家賃助成は月額5万円まで、転居一時金助成は家賃基準額の3か月分まで、契約更新助成は家賃基準額の1か月分まで、火災保険料助成は年額7,500円までとなっております。

支給期間につきましては、緊急的な事態への対応のため、次にお住まいの住居を見つけるまでの期間として、最大5年間としております。

申請条件といたしまして、所得の制限や住民税の滞納がないこと、生活保護を受給していないことを条件とさせていただいております。

制度に関するご説明は以上となります。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

この陳情については、さきの予算・決算特別委員会の総括のところでも、一部出てきていましたですね。やり取りがあったかと思いましたが。

執行機関のほうから説明を頂きました。委員の皆さんからご質問ございましたら、頂きます。

○岩田委員 これ、そもそも制度の概要が、高齢者・障害者、ひとり親世帯で、やむを得ない事由があると。もう、これは行政の手助けがやっぱり必要なということを、行政ももちろん分かっていた上でやっている制度だと思うんですね。そして、この福祉の向上と書いてあるじゃないですか。福祉の向上を図ることを目的としているわけですから、ここは、やはり5年間というのをばっさり決めるのではなく、ある程度、もうちょっと柔軟にならないものかなというふうに思っているんですけど、これは、今後はどうする感じなんでしょうか。もう5年間ですっぱりやめちゃうんでしょうか。

○山内住宅課長 現在のところは、5年間の間に住宅を見つけていただくための様々なご相談であるとか、そういったものにしながら、5年間という形で対応のほうをさせていただきたいというふうに考えてございます。

○岩田委員 そもそも申請条件が月額20万以下の所得とか、こういう所得制限があって、

それで、新たなところといっても、なかなか千代田区内で見つけるのは非常に困難と思うわけです。とするならば、やはり、こういうところにも自治体の手を差し伸べるべきではないのかなと思うんですけども、この制度の概要とか、そういう目的とかを考えたら、そういう結論になるのではないかなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○山内住宅課長 制度のほうでございますが、確かに、目的として福祉の向上ということを書いてございます。そのため、こういった制度を運用しながら、新たな住居を見つけるためのお手伝い、相談等を受け付けていくという形でやらせていただいているものでございます。

○岩田委員 5年間というふうに区切ってはいますけども、やはり、次の住宅を見つけるまでと書いてあるわけですね。それで、千代田区内で、例えば、月額20万以下の所得で果たして住宅が見つかるのかというのを考えると、皆さん、もう千代田区から出るしかないですね、例えば、千代田区のルールを緩和して、高層マンションとかを建てて、住宅を増やして人を増やすという、それはそれでまたいいのかもしれないですけども、新しく住民を入れるだけじゃなくて、今いる住民をもっと大事にしていだけないかなという、そういうふうに思う次第ですが、そこはいかがでしょうか。

○山内住宅課長 私どもといたしましても、委員おっしゃるとおり、今いらっしゃる方も何とか住めるようにということで、こういった制度を含めて、様々なご相談をさせていただいているところでございますので、そういった中で、どういったお住まいがつけられるかということについては、こちらのほうとしても、関係部署と協力しながら探していきたいというふうに考えてございます。

○岩田委員 先ほど言いました月額20万以下で、それで、どういうふうに次を見つけるようにするんでしょう、具体的には。そういう安いところが、所得内で千代田区内に住めるところが、たとえば5年間とはいえ、見つかるものでしょうか。

○山内住宅課長 なかなか家賃も高いという状況もございますので、なかなか見つかりづらいというのは確かでございますが、そういった事例も、ゼロではなく、あるということでございますので、そういったところを、いろんなところと協力していただきながら、探していくといったような形ということでさせていただいております。

○岩田委員 今やっているということで、じゃあ、例えば、どういうふうなことをされているんでしょうか。確かにゼロではないのかもしれないですけども、陳情の方だけとっても、もう10人以上いるわけで、それを見つけるのは困難だと思うんですね、なかなか。5年間かかって、それはちょっと厳しいんじゃないかなと思うんですけど、今現在、どのようなことをやっているんでしょう。

○山内住宅課長 まず、一番考えられるのは、公営住宅のご案内でございます。公営住宅につきましては、区営だけでなくとか、都営とか、いろいろございますので、そういった住宅をまずご案内しているところでございます。また、そのほかにも、居住支援の窓口がございますので、そちらのほうと連携させていただきながら、そういったような住宅がないかということを探させていただいていると。あとは、例えばですけども、所得がなくなってしまうというような方もいらっしゃいますので、そういった方であれば、生活保護の部署と連携して、お話を通じたりというようなことをしているところでございます。

○岩田委員 生活保護だと、この条件には当てはまらなくなっちゃうわけですね。これ、

生活保護でないことと書いてあるんで。

○桜井委員長 そうだね。

○岩田委員 だから、それは考えずに、公営住宅という話がありましたけども、区営住宅とか都営住宅にしても、倍率を考えたら、そうそう入れるもんじゃないと思うんですよ。でも、区営住宅あります、都営住宅ありますと言われても、それは実際にはそうそう入れないと思うんですが、実際に入れるように、どういうことを、もうちょっと具体的に、区営住宅、都営住宅はもう当選するだけでも夢のような話なんですよ。それをもうちょっと具体的にというか、もうちょっと具体化していただきたいなと思うんですが、そこはどうなんでしょう。

○山内住宅課長 住宅の申込みにつきましては、普通にお申し込みを頂くというような形ではございますが、申込みの際に、ちゃんと住宅の申込みをしてくださいということで、そういった住宅募集のご案内等をしたりとかしているところでございます。また、それぞれの個々の事情によって、倍率が優遇されるというような場合もございますので、そこは、個人個人の方のそれぞれの事情によってということになっているというのが現状でございます。

○桜井委員長 じゃあ、ちょっと待って。

富山さん、今、手が挙がったんだけども、岩田さん、ちょっとそろそろまとめてくれますか。

○岩田委員 はい。

○桜井委員長 それで、ほかの方に移ります。

○岩田委員 優遇の場合があるというのは、例えばどういうときに優遇されるのか、そしてそういう事例はどれくらいあったのか、教えてください。

○山内住宅課長 区営住宅等の申込みにつきましては、先ほど対象の世帯と申しあげました高齢者世帯の方であるとか、母子、父子ですね、ひとり親世帯の方でございましてとか、障害者の方であるとかというのは優遇という形でさせていただいているところでございます。

その方々がどれだけ入れるようにしているのかということについては、すみません、ちょっと手元にデータがないため、即答いたしかねますが、区営住宅、都営住宅にご入居された方という事例は、何例かございます。

○桜井委員長 はい。富山委員。

○富山委員 こちらの事業について、1点だけ、別角度で確認させていただきたいんですけども、対象が高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯となっているので、事務事業概要を見てみると、現在も障害者世帯で受け取っていらっしゃる方がいらっしゃるんですが、この条件の20万円には、障害者年金などは加算されているんでしょうか、教えてください。

○山内住宅課長 こちらについては、あくまでも所得減少ということで、例えば、お勤めであるとか、そういったところが例えば倒産してしまったとか、そういったときの形となっていてございますので、基本的には、そちらのほうの金額ということになってございます。

○桜井委員長 えっ。今……

○山内住宅課長 含まれてはございません。

○桜井委員長 障害者……

○山内住宅課長 障害者の手当等については含まれておりません。

○富山委員 「おります」。

○山内住宅課長 おりません。

○富山委員 「せん」。

○山内住宅課長 この額には含まれておりません。

○富山委員 ありがとうございます。

こちらに含まれていないということなんですけれども、障害者世帯というのは、障害者が世帯の中に1人でもいるということを想定されているだけで、世帯主だったり、この所得というのは、それ以外の方を想定されているんでしょうか。

○山内住宅課長 所得につきましては、世帯での所得となりますので、障害をお持ちの方であるとか、それ以外の方であるとかということは関係なく、世帯全体での所得ということになってございます。

○富山委員 はい、分かりました。

○桜井委員長 今、陳情項目というのは2項目ありますよね。助成期間を延長してくださいということと、それと、公営住宅を増やしてくださいということと、2点について、陳情者のほうからは陳情が出されております。今、今までの議論というのは、1番目の延長してくださいというところについての議論だったと思いますけども、この2番目の公共住宅を増やしてくださいというところについては、いかがなんですか。

○山内住宅課長 区営住宅等の住宅につきましては、現状の水準を維持していくという形で、現在、区のほうでは、進めているところでございます。ただ、今後、空き家等を活用した事業等を行えるようにということで、アフオーダブル住宅を提供できないかということで、ただいまいろいろと研究して進めているところでございます。

○桜井委員長 はい。小野委員。

○小野委員 いろいろ公営住宅、これから考えていくということなんですけれども、今回の陳情者の方はもう半年というところで、せっぱ詰まられているので、非常にご不安な状況なのかなというのがこの短い陳情の中からも推察できるところです。とはいえ、助成の期間というものを延長するに当たっては、それなりの手続ですとか、そういったものが必要になってきて、場合によっては間に合わないかもしれない。そんな中で、何回も抽せんにも、公営住宅の抽せんというところにもしっかりと申込みをされているということなんですけれども、これ、ちょっと、もしかしたら、こういうお話をされているか分からないんですけれども、千代田区が始めた、家主さんがやっぱりご高齢の方に対して住宅を貸すのを非常にちゅうちょされるということが問題になっていたと思うんです。そういうことに対して、では、千代田区ではこういうサポートをしていきますよというのが、いわゆる千代田区家主サポートだと思うんですけれども、こういったところとしっかりとつなげていくためのそういう取組、これは政経部になるので、もしかしたら、今、即答は難しいかもしれませんが、こういうところとの連携とかというのはされているんでしょうか。

○山内住宅課長 家主サポート保険につきましては、住宅課のほうで行ってございますので、そちらについては、もちろん、そういった住宅を探す際にも、ご利用いただけるようにということではしておりますし、あとは、例えば、保証料の助成でございますとか、そう

いったことも併せてやっておりますので、居住支援とも協力しながら、そういった住宅を見つけるに当たって、そういったことを活用していただけるように、ご案内のほうをしているところです。

○小野委員 分かりました。じゃあ、その辺りのことも、しっかりと日頃からやり取りをした上で、こうした陳情が出ているんだということが理解できました。実際に、物件としては、こういうご相談って、意外と多いなと思っていて、民間のところに、民間の不動産会社に相談をしてみると、親切にそういう物件を探してくださるところって、私だけでも、私、これまでに3件ほどそういうことをおつなぎして、実際に民間で契約をされた、もっとご高齢の方、80代から90代の方とかいらっしゃるんですけども、やっぱり、そこも根気強くやりつつ、公営住宅へも抽せんを引き続き——抽せんですけども、しっかり申し込んでいただくというところが必要だと思います。

お一人ではなくて、何人の方がこうした問題を今後抱えてくると思いますので、そこに向けて、場合によっては、もう少し相談の乗り方とか支援の仕方というのを工夫しなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、その辺りについての課題感ですとか、何かお感じのことがありますでしょうか。ちょっと直接的な助成期間の延長とか、そういうところももちろん含めてなんですけれども、いかがでしょうか。

○山内住宅課長 ただいま委員のほうからご指摘いただきましたように、期間が迫ってきたりとか、そうでなくても、5年間という期間でございますので、その間につきましては、私どもも、もう少し、今まで以上に、対象者の方一人一人に寄り添った丁寧な対応をできるように、私どもの課内の様々な制度の活用だけではなくて、区の様々な窓口がございますので、そういったところと連携しながら、対応をきちんと進めてまいりたいというふうに思います。

○小野委員 お願いします。

○桜井委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 先ほどの優遇の場合で、どういう人が優遇されるのかといたら、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯でといたら、じゃあ、今、居住安定支援家賃助成を使っている方は、区営住宅とかで優遇を受けられるということでもいいんですね。

○山内住宅課長 居住安定支援助成でございますが、こちらの制度自体が高齢者、障害者、ひとり親世帯の方を対象としているものでございますので、そういう方がお申し込みいただいた場合には、優遇の対象となるものでございます。

○岩田委員 あとは、空き家を使った事業でとおっしゃいますけど、千代田区内で空き家って、どれくらいあるんですか。それが、今すぐ住める空き家。

○山内住宅課長 今すぐ住める空き家というのが何戸あるのかというところについては、現在、調査を行うところでございますので、現在こちらで把握しているものとしたしましては、国の住宅・土地統計調査で、賃貸住宅の空き家が3,700戸ほどあるという結果が出ておりますので、本当にそれがすぐ入れるものなのかどうかというところを、現在、これから調査をさせていただくところでございます。

○岩田委員 そこ、空いているところが幾つかあるということなんですけど、先ほど言った月額20万円以下の所得の人たちが入れるのかどうかというのが一番問題で、もう家賃が50万だ、60万だというのは、とてもやっぱり入れるわけがないので、そういうのも

ちょっと考えていただきたいなというのと。まず一つ。

そして、継続的にというふうに先ほどおっしゃっていたんで、でしたら、これはちょっと延長するというような、そういうことも視野に入れていただきたいなと思っています。

そして、あと、先ほどの高齢の方で不動産屋を回ったというような方がいらっしゃるかもしれませんが、ここのところは、高齢者だけの話ではないので、それにちょっと焦点を当てるのはずれているかなとは思いますが。

あと、丁寧な対応とおっしゃいましたので、これ、どういうふうに具体的にされるのか、お伺いしたいと思います。

○山内住宅課長 制度の内容につきましては、今後、見直さなければいけない部分についてはどこなのかというところは、研究はしてまいらなければならないかなというふうに考えてございます。

また、丁寧な対応というところでございますが、こちらから、何というんでしょうか、相談を待っているのではなくて、こちらからどのような感じなのか、状況なのかとか、こういうことができますとか、そういったもののご案内をもっとこちらのほうからやっていくような形で、そういった住宅探しというようにところにつきましても、寄り添って行っていくような形かというふうに考えてございます。

○岩田委員 じゃあ、ちょっと最後……

○桜井委員長 今、区のほうから、待っているのではなくて、積極的にご相談に乗ってさしあげると。大切なところだと思うんだけど、今、この居住安定支援を利用されていらっしゃる方というのは、何人ぐらいいらっしゃるんですかね。

○山内住宅課長 現在のところ、10名の方となっております。

○桜井委員長 10名の方。

岩田委員、続けますか。

○岩田委員 はい。

じゃあ、最後で、先ほども継続的にというようにお話がありましたので、引き続き、この制度、やはり活用される方もいらっしゃいますので、延長などを視野に入れていただければと思います。

以上です。

○山内住宅課長 どのような手法がよいか、研究してまいりたいというふうに思います。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○小林委員 ただいまの議論の中で、対象者が10名、で、実際、現状、幾らかかっているんでしょう。

○山内住宅課長 今年度の集計ではございませんで大変申し訳ないのですが、令和6年度に実際に助成した金額といたしましては、471万8,000円となっております。

○小林委員 これ、居住安定化支援家賃助成制度、非常に10名の方にとっては命綱のようで、なおかつ、住まいは人権ですから、ここのところ、どういうふうに区が大切にしていくかというところを問われていると思います。それで、役所というのは想定しなくちゃいけない。この人たちが、ここの制度が、これ、半年と言っていますけれども、半年が終わると、これ、全然、一生懸命探しても、区がいろいろ応援したとして、相談に乗ったと

しても、想定として、この人たちはこれが切れるとどうなると想定しますか。

○山内住宅課長 例えばの話でございますので、あれですけども、今、家賃が払えないということで、居住安定支援家賃助成というもので家賃を払っている、お支払いいただいているということであれば、そこが不足するという形になるのかなというふうに考えてございます。

○小林委員 はっきりしないな。要するに、千代田区から出ていかななくてはいけないということですよ、家賃が払えなければ。ということは、長らく住んでいただいて、地域で暮らし、守ってこられた方が出ていってしまうというところで考えていかなくちゃいけないんですけど、先ほど少し議論ありましたけど、先ほど、空き家等を探してと言っていたんですけど、空き家等じゃあ、多分、調査して間に合わないと思うんですよ。空き家って、たくさんあるけれども。そうすると、区としては、この2で、公共住宅を増やしてくれ、これも区がすぐ判断するのは今の現状で難しい。住宅を簡単に増やせますなんていうのは、できない話ですよ。この10名の方が困っているから増やしたとしても、今、既に公共住宅に入れない方がたくさんいて、倍率が200倍だとか300倍だとか言っているんで、なかなか難しいと思うんで、これも少し空き家を探すというんじゃなくて、民間住宅の借り上げができない、そもそも区として。民間住宅を借り上げて、その部分について、公共住宅として、一定期間、借り上げていくという考えですと、こういうつなぎの人、つながなくちゃいけない人、探すのに、一生懸命探せば見つかる可能性があるんで、そういうことというのは考えられないでしょうか。

○山内住宅課長 借り上げ型の住宅につきましては、以前借り上げ型の区民住宅等を実施いたしておりまして、その制度が終了したところでございます。また、そういったことも踏まえまして、どういった方策がいいのかは、今後、検討すべき課題かと考えてございます。

○小林委員 私の言った質問は違います。借り上げ住宅制度をもう一度復活しろとか、考えろなんて言っているんじゃないんです。区として、一つの住宅を借り上げて、それを、要するに、公共住宅として貸すことが暫定的にできるんじゃないんでしょうかと聞いているんです。

○山内住宅課長 どういうやり方がよいかについては、ちょっとそういったことができるか、できないかも含めて、検討すべき課題かというふうに考えてございます。

○小林委員 あんまり時間ないんで、こういうせっぱ詰まってるんで、それは検討して、空き家を探してきたら、もう、ちょっとすごい時間かかっちゃうんで、そうじゃなくて、ある住宅を借りて、それを公共住宅として暫定期間認めるか、認めないかなんで、これは政策の問題なんで、検討してください。

1 回答えますか。

○桜井委員長 うん、そうだね。検討できますか。

住宅課長。

○山内住宅課長 様々な手法のほうは、こちらのほうでいろいろ研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 小林委員。

○小林委員 私は、様々なことをやれなんて質問していませんよ。今、1点聞いただけで

す。そういう可能性があるのか、検討することがあるのかと聞いているんです。様々は聞いておりません。提案しているんです、一つ。

○山内住宅課長 委員にご提案いただきました内容については、それについて、研究をしていくような対応のほうは考えたいというふうに思っております。

○小林委員 僕、すごく長く議員をやっているんで分かるんですけど、役所が検討するというと検討する、研究するって、やらないということなんですよ。やらないということですね、じゃあ。ちょっとお答えください。

○山内住宅課長 申し訳ないんですが、やらないということは、私は一言も言ったつもりはございません。

○小林委員 言っていないんです。失礼しました。

○山内住宅課長 ございませんが、研究するというふうにお話をさせていただきました。

○小林委員 失礼しました。私がちょっと、ちょっと老害と言われちゃいますからね。すみませんでした。研究でも検討でもいいんです。やっていただきたいと思います。

それで……

○桜井委員長 さっき言っていることと違うじゃん。

○小林委員 しょうがないですよ。ちょっと、責めちゃいけないんでね。解釈としての私の解釈でした。

それで、先ほどから聞いていると、民間の、質問がありましたけど、民間の不動産屋さんも、千代田区にいる不動産屋さん、今まで千代田区役所の住宅課がすごく苦勞なさって、いろいろな不動産屋さんとお付き合いいただいて、非常に厳しい条件でも借りて、賃貸借契約に至るように、住宅課って努力されてきたんですね。これ、もう本当に評価します、今までの努力を。これをもう少し広げて、民間住宅を探してくれる、民間の不動産屋さんとうまくリレーションを取ってやってほしいんですね。今は、一定のよく知っている方、一生懸命やってくれているんですけど、それは非常に1本ぐらいしかあれないんで、役所として、やっぱり不動産屋さんとうまくリレーションをして、公共住宅に入れないうちに民間住宅を、いい民間住宅、いいというのはその人に合った民間住宅を探してくれるような不動産屋とうまくリレーションを取ってもらいたいんですけど、その辺は、今後、いかがですか。

○山内住宅課長 こちらでございまして、住宅課の窓口ではないんでございまして、居住支援の窓口がございまして、そちらのほうが多様な不動産協力店等と協力していただきながら、そういった住宅を探していただくような仕組みがございまして。

○小林委員 仕組みはあるんですけど、リレーションを取ってくださいねという質問なんですけれども、いかがですか。

○山内住宅課長 失礼いたしました。ただいまそういった窓口と、そういった——失礼しました、そういった民間の賃貸の事業者さんと連携を密に取るようにしているところです。

○小林委員 それでは、ちょっと視点を変えますと、対象者が、例えば、半年になった人が切れていたり、それぞれ5年ですから、どんどん切れていくわけですよ。時期的にはどんどん切れてくる。それを鑑みて、そういう方、単純に、先ほど471万円、年間かかっている、6年ベースでしょうが。ですけれども、1年延長されると、ここは陳情では延長してくださいということを言っているんで、ちなみに延長すると、お幾らぐらいか

るのか、いかがでしょう。

○山内住宅課長 それぞれの方で家賃の助成額が異なっていますので、幾ら増えるかというところは、どういう方がというところでまた変わってくるかと思われます。今のところ、家賃の上限額としては、5万円ということになってございますので、そういった方が1年間延びれば60万円増える形になるかと思われます。

○小林委員 半年で切れる方という、この半年で切れてから、もし、1年間延ばせば、60万円ですね。その間にどんどん切れていくんですかね。今、ちょっと予算の話をしているんで、ちょっとつかんでいないというのは、分からないんですか。例えば、今年、この人だけなら、1年延長しても60万円だけですね。その次の人がどんどん切れていけば、また60万、また60万、60万とかかって、結果、400……

○桜井委員長 71。

○小林委員 71万になっちゃうのかもしれないんだけど、その辺の段階的なことって、何でもそうなんです。困ったときには、ステップ的に東京都もよく対応するじゃないですか。ね、部長。よく対応していますよね、ステップでね。いろいろステップで対応すると思うんだけど、その辺のことは分かりますか。

○山内住宅課長 終了年度につきましては、こちらのほうでも把握してございますので、おおよそでございますが、毎年2名ぐらいずつ制度が終了していくような現状でございます。

○小林委員 そもそも論に戻りますけど、これ、5年と切ったのは何ですか。いつ。

○山内住宅課長 現行の制度となりましたのは、平成18年でございます。このときから、こういった形で制度のほうの運用をさせていただいているものでございます。

5年間ということでございますが、5年間の間、一時的ということで、緊急的な避難ということでございますので、5年間という形で、一旦、これを区切らせていただいて、制度として運用をさせていただいているものでございます。

○小林委員 平成18年から、今もう何年たったんでしょうかね、かなりたっていて。今、千代田区というのは、住宅が物すごく値上がりしちゃっていて、住み続けるのは大変ですね。そうすると、こういう考えというの、もう時期が10年だったら、20年だったら、一度見直さないと、住宅事情はますます千代田区に住み続けるというのは厳しくなっているんで、この辺は、5年でいいのかどうか。ひょっとしたら10年要るのかもしれないですね。その辺は、一旦、これは見直したほうがいいんじゃないかなと、議論していると感じたんですけど、その辺の検討というのはなさる予定はございますか。

○山内住宅課長 私どもとしては、いろいろ制度を見直しながら、何かよい方策がないかというところで、日頃からいろいろとさせていただいているところでございます。先ほど話が出ました高齢者の家主サポート保険もそうでございます。そういった新たな事業も含めて、いろいろと検討、見直しというか、制度全体を見て、対応のほうは考えていくということでやっているところでございます。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○大坂委員 様々、議論がありましたけれども、そもそも、こういった制度というのは、他の区、他の自治体というのはどういう形で対応されていらっしゃるのか、その辺の把握

はされていらっしゃるのでしょうか。

○桜井委員長 出てきそうですか。

○山内住宅課長 あ、はい。

○桜井委員長 ちょっと休憩します。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。住宅課長。

○山内住宅課長 申し訳ございませんが、ただいま詳細なデータがないので、あれなんです、実際に私もやっているような助成をしているという区はあまりないというのが現状でございます、ちょっと、数としては、すみません、幾つというのが申し上げられなくて申し訳ないんですが、そういったような状況でございます。

○桜井委員長 大坂委員。

○大坂委員 住宅に関する取り巻く環境ですとか、そういったものは、やっぱり各自治体が違う中で、これまで千代田区としてはかなり手厚く、こういったことに対して、やってきたというふうに私も認識はしているので、これは恐らく本当に千代田区独自で、ほかにもやっているところはあるかもしれないですけども、周辺を見ても、あまりこういったものはないというのが現状なんだろうなとは思っています。とはいえ、千代田区でも、住宅をめぐる環境が年々悪化していく中で、これから先どうやってやっていかなければいけないのかという課題は、もう、常々、千代田区としては検討されているんじゃないかなと思いますので、その辺を踏まえて、しっかりとやっていただきたいなと思うんですけども、この制度自体は、あくまでも緊急避難的な意味合いというのが強いのかなと思っています。それがゆえに5年間というふうに区切っているんだと思うんですけども、現状、これまで利用された方々の中で、5年を満了して終了している方と、途中でもうこの制度が要らなくなって、ちゃんと住宅が見つかりましたよという方と、どれぐらいの割合になっているのか、把握されているのでしょうか。

○桜井委員長 分かるの。

○山内住宅課長 分かります。ちょっとお待ちいただけますでしょうか。すみません。

○桜井委員長 はい。ちょっと休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。

○山内住宅課長 今までのところ、終了された方のうちで、約5分の1の方が期間満了で終了という形になってございます。ただ、期間満了で終了した方のうちで、そのまま継続でお住まいになられている方、また、それ以外に、多分、ちょっとすみません、その後、追いかけていないので、分からないところはあるんですが、居住継続をされているのかどうかというところは、ちょっとそういった方は分からないんですが、居住継続をされている方がそのうちの半数ぐらいはいらっしゃるというような形でございます。

○桜井委員長 大坂委員。

○大坂委員 数字としては少ないのかなという印象はあるんですけども、一番大事なのは、5年間の中でしっかりと次が見つかって、安定して千代田区内、もしくは、その方の意思もあるんでしょうけれども、他区でしっかりと住んでいくことができる、生活していくことができる状況をつくってあげることが一番大事なのかなと思っています。

先ほど来委員のほうから、各委員のほうから、様々な住宅の供給方法ですとか案内方法という提案がありましたけれども、やはり、そこに尽きるのかなと思っていて、5年間の間の中で、窓口なのか、戸別訪問なのか、その辺、いろいろとやり方はあると思うんですけども、その中でどうやって親身になって相談をしていって、結論まで導いてあげられるのかという体制づくりが一番大事だと思っていますので、今回、ご高齢者、障害者、ひとり親世帯というところで、様々なほかで使える制度とかもあると思うんですよ。そういったところも踏まえて、しっかりと1本の窓口なのか、その辺は分からないですけども、そういった体制というものをしっかりとつくっていかなければ、この制度自体だけでは解決しない問題なのかなと思っているんですよ。

ですので、その辺りの研究ですとか充実というものを進めていっていただきたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○山内住宅課長 今、委員おっしゃられたとおり、様々な制度を連携しながら、様々な部署と協力しながら、こういったことをやっていくのは非常に大切だというふうに考えてございます。現在も、それぞれが持っている制度を含めて、いろいろと、今、居住支援のところと相談しながら、ご案内する際にこういったものが使える、ああいったものが使える、こういったふうに、じゃあ、やっていけるといようなことを相談させていただきながらやってございますので、それをさらにもっと深めていけるようにしていきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。今、最後に、大坂委員から取りまとめ、皆さんの意見を聞いていただいた上での取りまとめをしていただいたように私自身も感じました。この5年間という、先ほど緊急避難的な制度でスタートしたんじゃないかという中で、やはり、この5年間の中で、いかに居住支援の仕組みを、区が、ほかの部もあるでしょう、福祉部もあるだろうし、そういうところも含めて、いかに陳情者の方たちにご協力をしてさしあげられるかというのが、区として大切なことだと思うんですよ。この陳情内容としては、この制度自体の助成期間を延長してほしいということと、公共住宅を増やしてくださいという、この2点が陳情審査として出ています。で、助成期間を延長してくださいということについては、5年間を例えば10年にするとか、15年にするとかというようなことは、これはなかなか先ほどのやり取りの中でもちょっと難しいのかなと。制度自体の性格上、考えたときに、制度自体をいじっていくというのは難しいのかなというふうに私には感じましたけども、ただ、お困りになっていらっしゃる方々の実情というのは、みんなそれぞれ違うんですよ。10人いれば10人とも皆さん違うので、やっぱり、そこはお一人お一人に寄り添っていただいて、それで、その人たちに合うような形での対応をしていただくということって、これ、大切なことだと思うんです。

もう一つの期待は、2番目で公共住宅を増やしてくださいということがありましたけど、公共住宅自体は、アフォーダブル住宅の話が出ていますけどね。出ていますが、現実問題として、具体的に幾つぐらい供給ができて、幾らぐらいになるのかとか、どこの場所にできそうなのかとかというようなことというのは、全く分かっていませんよね。その中で、住宅に困っていらっしゃる方、この陳情者の皆さんにアフォーダブル住宅がありますからというのは、実にこれは酷ですよ。やはり、現実問題として、どうしていくかというのを、委員の皆さん、皆さん心配して、こういう発言を頂いているところなので、制度自体をいじることはできないのであれば、お一人お一人の実情を考えていただいて、それで、条件がありまして、区営住宅の申込みを条件にというようなことをお話になっていますから、お一人お一人に、実情に合った形で相談に乗っていただくと。形として表すことができるような、何年なんていいですから、お一人お一人に寄り添った形でのご相談に乗っていただくということを、委員の皆さん、いかがですか。委員会として、執行機関に申入れをするということで、この陳情については、陳情者の方にお返ししたいと思いますけども。

住宅の政策にも関わることなので、まちづくり部長に最後にちょっと答弁をしていただいて、委員会としてそのように取りまとめたいと、委員長としては思っています。

いかがでしょう、環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 今、委員長ご指摘のとおり、やはり、あと6か月というふうに迫っているという方が、一番どうするかということが大事だと思っていますので、しっかり、その辺り、お話を伺って、今回、今年から、今年度から、福祉部門のほうでは、居住支援法人というのに委託をして、紹介をしたり、あと、実際、住み替えのための物件紹介をしたり、あと、実際、契約書の書き方のサポートしたりとか、5億円近い予算の事業が始まっていますので、そういった意味で、しっかり、ニーズを、まず、お話を伺って、それで、区役所内どこで対応というか、進めていけば、うまくいくのかというのをしっかりやっていきたいと思っていますので、委員長おっしゃったとおりで、今後、進めさせていただきたいということでございます。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

ということで、以上のことを陳情者の皆様にやり取りを添えて、お返ししたいというふうに思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、以上で、送付7-26、居住安定支援家賃助成制度の改善等を求める陳情の審査を終了いたします。